

令和7年度 みやざき木の建築提案支援事業募集要領（2次募集）

令和 7年11月25日
みやざきスギ活用推進室

第1 事業概要等

1 事業内容

非住宅建築物の新築又は増改築における基本設計費に対して助成することで、設計者が建築主に木造での建設を提案する支援を行う。

2 補助対象者

みやざき木造マイスター及びみやざき木造マイスターが所属する設計事務所

3 補助対象となる施設の要件

(1) 民間事業者等が計画する非住宅施設のうち、木造の概算工事費が非木造に比べて安価であることが見込まれること。

ただし、建築基準法等関係法令により制約を受ける場合や防災面、立地条件等から木造化が困難な場合は、別途協議の上、木造と他工法との混構造を認める。

(2) 提案する木造の設計においては、単位面積当たりの木材使用量を、別表に示す目標値以上とすること。

(3) 実績報告で提出する木造比較提案書及び完成設計図書を、県が木材利用推進のために公開することに対して設計者及び建築主が同意していること。

4 補助対象となる費用

県内で新築又は増改築する非住宅建築物のうち、非木造と比べ建築工事費が安価であると見込まれる、延床面積が 300 m²以上の建築物に係る基本設計に要する経費とする。

5 補助率等

補助対象となる費用の 1 / 2 以内。ただし、上限額を 100 万円とする。

第2 事業の応募手続き

1 募集期間

募集締め切りは、令和8年2月20日（金）とする。ただし、予算の状況によっては、募集期間中に終了する場合がある。

2 提出書類

以下の書類を作成し提出すること。事業計画が適当と認められたときは補助予定額を内示する。

- ① 事業計画書（別記様式第1号）
- ② 補助対象経費が確認できる見積書等（任意様式）
- ③ 事業内容が分かる資料（任意様式）

3 提出方法

郵送、メールにより提出すること。郵送の場合は確認の電話を行うこと。

4 提出先

第4 問合せ先に同じ

第3 その他

- 1 要望が多数の場合は、事業の採択ができない場合がある。また、補助金額の調整を行う可能性がある。
- 2 本募集要領のほか、みやざき木の建築提案支援事業実施要領等によること。

第4 問合せ先

880-8501 宮崎県宮崎市橘通東2丁目10番1号

宮崎県 環境森林部 山村・木材振興課

みやざきスギ活用推進室 木材利用拡大担当（担当者：杉本）

電話 0985-26-7156

FAX 0985-28-1699

メール miyazaki-sugi@pref.miyazaki.lg.jp